

大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害児等の保育を積極的に実施する保育所等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、保育所等における障害児等の受入れを促進し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児等 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）第36条第3項に規定する障害児等をいう。
- (2) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第10項の規定による公示がされたものを除く。）、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び幼稚園型認定こども園（幼稚園であつて、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたものをいう。）をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、保育所等（第5条第1項の規定による助成金の交付の申請の日が属する年度の4月1日において当該保育所等に通所又は通園している障害児等（以下「対象園児」という。）が7人以上いるものに限る。以下同じ。）の設置者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、一の保育所等について、1年度につき2,000,000円とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、添付を省略することができる。

- (1) 対象園児の名簿
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 同一年度において一の設置者が複数の保育所等につき助成金の交付を受けようとする場合における交付申請書は、保育所等ごとに提出するものとする。

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告及び助成金の額の確定)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、助成金に係る実績の報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、助成金は前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第8条 規則第18条の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(取消通知書)

第9条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(返還通知書)

第10条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金返還通知書(様式第5号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第11条 助成金の交付を受けた者は、当該助成年度完了後5年間、対象園児の名簿その他対象園児に関する情報が記録された書類を保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、第11条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名 印

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金の交付について次のとおり申請し、及び請求します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の目的及び内容	
交 付 申 請 （ 請 求 ） 額	円
添 付 書 類	(1) 対象園児の名簿 (2) その他市長が必要と認める書類

大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金の交付について、
次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 助成事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 助成事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、助成金の一部又は全部の返還を命じることがある。

大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害児等保育緊急対策事業費助成金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日
助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
助 成 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。